

(別添)

平成 24 年 7 月 31 日
国 土 交 通 省
住 宅 局 建 築 指 導 課
国土技術政策総合研究所

「エスカレーターの落下防止対策試案」

1. 経緯

現行の建築基準法令の規定においては、地震時のエスカレーターの落下防止対策については規定されていない。阪神・淡路大震災後の 1998 年に導入された業界指針（昇降機耐震設計・施工指針）においては、大規模地震時にエスカレーターが落下しない耐震性能の確保を目標として、建築物に生ずる層間変形角を 1/100 と想定した上で、当該変形に追従する「かかり代」の確保が求められている。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びその余震において、ショッピングセンターに設置されていたエスカレーターが落下するという被害が複数発生した。

これを踏まえ、国土交通省においては、平成 23 年度に建築基準整備促進事業（事業主体：一般社団法人建築性能基準推進協会）による調査研究等を踏まえ、「エスカレーターの落下防止対策試案」をとりまとめた。このうちエスカレーターの落下防止対策に係る技術基準原案については、独立行政法人建築研究所の協力を得て国土技術政策総合研究所がとりまとめ、さらに住宅局において既設エスカレーターへの対応を追加した上で対策試案としてとりまとめたものである。

なお、本資料は対策試案であり、今後国民の皆様のご意見を踏まえて十分に検討を行った上で対策をとりまとめることとする。

2. エスカレーターの落下防止対策の内容

(1) 建築基準法に基づくエスカレーターの落下防止対策の規制強化

エスカレーターの落下防止対策について、「3. エスカレーターの落下防止対策に係る技術基準原案」をもとに基準を定め、建築基準法に基づき、エスカレーターを新設する際には当該基準への適合を義務付けることとする。

(2) 既設エスカレーターへの対応

既設エスカレーターに係る落下防止対策については、以下の施策を講ずることとする。なお、既存の建築物について増築又は改築を行う場合には、原則として、その既

設エスカレーターについても（１）の基準への適合が義務付けられる。

① 優先度の高いものから改修を促進するよう業界に強く要請するとともに、新基準について所有者等に対して周知

特に早急に改善すべきエスカレーターとしては、例えば、次のようなものが想定される。

ア．昇降高さ（揚程）が 6m 以上のエスカレーター（全体の 15%程度）

イ．中規模地震時における層間変形角が 1/200 を超える建築物のエスカレーター等

② 定期検査報告制度等の活用による状況把握

建築基準法第 12 条第 3 項に基づく定期検査報告制度及び同条第 4 項に基づく定期点検制度について、エスカレーターの落下防止対策の状況把握をすることができるよう見直しを行う。

定期検査報告制度により、エスカレーターの所有者は、昇降機検査資格者等にエスカレーターの状況を検査させ、その結果を特定行政庁に報告することとなる。

定期点検制度により、地方公共団体等は昇降機検査資格者等にエスカレーターの状況を点検させることとなる。さらに、地方公共団体等がその点検結果を特定行政庁に報告するよう求める。

3. エスカレーターの落下防止対策に係る技術基準原案

エスカレーターの落下防止対策に係る技術基準原案は、（別紙）のとおりとする。

なお、設計及び審査を行う実務者の技術的支援のため、別途、想定すべき層間変位を構造計算によって確かめる方法、適合する仕様の具体例、設計上の留意点、技術基準が適用除外となる場合の考え方など、技術的な情報を整理したマニュアル等を整備する。